

もうお済ですか？特定健診・後期高齢者健診は12月末まで

年に1度は健診を受けて自分の体をチェックしてみましょう。

- ▼期間 12月末までの各医療機関の診療日
- ▼場所 市内指定医療機関
- ▼持ち物 受診券(5月末に郵送済)、保険証
- ▼費用 自己負担分は無料
- ▼その他 受診券を紛失された場合は、再発行(12月11日迄まで)しますので、お問い合わせください。

▼保険年金課

☎23局2149 (特定健診)

☎23局3514 (後期高齢者健診)

高額医療・高額介護合算制度

この制度では、次の対象の方の申請によって支給されます。

対象

次の要件をいずれも満たす方

- ①世帯内の同一の医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療、社会保険など)の加入者で、1年間(毎年8月1日〜7月31日)に医療保険と介護保険の両方に自己負担を支払っている方

②①の自己負担金額(高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた

国民健康保険制度へ加入の方

額)の合計が表の負担区分ごとの自己負担限度額を超えている方

支給対象となる方には、「お知らせ」

高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度加入者		国民健康保険や社会保険加入者			
		70歳~74歳		70歳未満	
負担区分	限度額	所得区分	限度額	所得区分	限度額
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	現役並み所得者(上位所得者)	67万円	旧ただし書き所得 901万円超	176万円
				旧ただし書き所得 600万円超 901万円以下	135万円
一般	56万円	一般	56万円	旧ただし書き所得 210万円超 600万円以下	67万円
				旧ただし書き所得 210万円以下	63万円
低所得者Ⅱ	31万円	低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	低所得者Ⅰ	19万円		

せ」が届きますので、申請してください。

後期高齢者医療制度へ加入の方

支給対象となる方には、毎年12月ごろ愛知県後期高齢者医療広域連合から、申請についての「お知らせ」が届きますので、申請してください。

なお、計算期間中に他市町村から住所を移した方や、他の医療保険から後期高齢者医療制度に移った方などには「お知らせ」は発送されません。支給対象要件をご確認のうえ、該当する場合は申請してください。 ※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

介護者の交流会を開催

認知症介護者の集い

- ▼対象 認知症の家族を介護している方や認知症について知りたい方
- ▼開催日(いずれも平成28年) / 内容(いずれも座談会あり) 1月14日(水) 問題行動について 2月10日(水) 権利擁護について 3月10日(水) 認知症療法について
- ▼時間 いずれも午後1時30分〜3時
- ▼場所 田原福寿園 ▼申し込み 開催日の2日前までに田原福寿

園(☎27局0008)へ電話にて

家族介護者交流会

▼対象 ご家庭で家族を介護している方

▼開催日(いずれも平成28年) / 内容(いずれも座談会あり) 1月21日(木) コミュニケーションについて 2月18日(木) 皮膚疾患について 3月17日(木) 介護者のメンタルケアについて

- ▼時間 いずれも午後1時30分〜3時30分
- ▼場所 渥美福寿園 ▼申し込み 開催日の2日前までに渥美福寿園(☎34局6688)へ電話にて
- ▼高齢福祉課

☎23局4654 FAX23局3545

ネコの家族さがし会を開催します

- ▼対象 県内在住の20歳以上の方
- ▼日時 12月19日(土) 午前10時〜11時30分(途中参加不可)
- ▼場所 愛知県動物保護管理センター東三河支所
- ▼内容 センターに収容されたネコの譲渡
- ▼申し込み 当日、会場にて
- ▼その他 審査有り / 集合住宅や借家で飼育する場合は規約などをご持参ください。
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼愛知県動物保護管理センター東三河支所(☎05332)33局3777